

改正

昭和36年4月17日規則第30号

昭和37年10月16日規則第53号

昭和39年7月20日規則第36号

昭和43年12月28日規則第44号

昭和48年3月31日規則第18号

昭和58年1月19日規則第4号

平成2年2月3日規則第1号

平成3年12月6日規則第62号

平成8年12月24日規則第54号

平成11年3月29日規則第8号

平成12年3月31日規則第55号

平成13年5月30日規則第44号

平成14年3月29日規則第18号

平成16年10月1日規則第40号

平成17年9月30日規則第240号

平成21年3月24日規則第17号

平成23年3月22日規則第10号

平成24年3月16日規則第5号

令和2年12月25日規則第71号

新潟市クリーニング業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び新潟市クリーニング業法施行条例（平成24年新潟市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(消毒等の方法)

第1条の2 法第3条第3項第5号の規定による消毒は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより

行わなければならない。

- (1) 蒸気釜等を使用し、洗濯物を摂氏100度以上の湿熱に10分間以上触れさせる方法。この場合においては、蒸気釜等内の温度を温度計により確認しなければならない。
- (2) 洗濯物を摂氏80度以上の熱湯に10分間以上浸す方法。この場合においては、熱湯の温度を温度計により確認しなければならない。
- (3) さらし粉、次亜塩素酸ナトリウムその他の塩素剤を使用し、その遊離残留塩素濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上である摂氏30度以上の水溶液に、洗濯物を5分間以上浸す方法。この場合においては、その終末遊離残留塩素濃度が1リットルにつき100ミリグラム未満とならないようにしなければならない。
- (4) 逆性石けん、両性界面活性剤その他の殺菌効果を有する界面活性剤を使用し、その適正に希釈した摂氏30度以上の水溶液に、洗濯物を30分間以上浸す方法
- (5) あらかじめ真空にした装置に、容積1立方メートルにつき、ホルムアルデヒド6グラム以上及び水40グラム以上を同時に蒸発させ、洗濯物を、密閉したまま摂氏60度以上で1時間以上触れさせる方法
- (6) あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを1対9の割合で混合したものを注入し、大気圧に戻した後洗濯物を摂氏50度以上で2時間以上触れさせ、又は1平方センチメートルにつき1キログラムまで加圧した後洗濯物を摂氏50度以上で1時間以上触れさせる方法

2 法第3条第3項第5号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次に掲げる処理をその工程中に含む洗濯の方法とする。

- (1) 摂氏80度以上の熱湯で10分間以上処理すること。
- (2) さらし粉、次亜塩素酸ナトリウムその他の塩素剤を使用し、その遊離残留塩素濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上である摂氏30度以上の水溶液に5分間以上浸し、その終末遊離残留塩素濃度が1リットルにつき100ミリグラム未満とならないような方法で漂白すること。
- (3) テトラクロロエチレンに5分間以上浸し、洗濯した後、テトラクロロエチレンを含む状態で摂氏50度以上に保たせ、10分間以上乾燥させること。

(開設等の届出)

第2条 省令第1条の3第1項の規定による開設の届出は、別記様式第1号により開設しようとする10日前までにしなければならない。

2 省令第1条の3第2項の規定による営業の届出は、別記様式第1号の2によりしなければならない

ない。

3 省令第1条の3第3項の規定による変更及び廃止の届出は、別記様式第2号又は別記様式第2号の2によりしなければならない。

4 営業者は、1月以上営業を停止するときはその停止した日から10日以内に、これを再開したときはその再開した日から10日以内に別記様式第2号又は別記様式第2号の2により市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第3条 省令第2条の2第1項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、別記様式第3号によるものとする。

2 省令第2条の2第2項第2号の規定による同意は、別記様式第4号によるものとする。

第4条 省令第2条の3第1項の規定による合併又は省令第2条の4第1項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出は、別記様式第5号によるものとする。

(検査確認済証)

第5条 条例第6条第1項の検査確認済証（以下「検査確認済証」という。）は、別記様式第6号によるものとする。

(検査確認済証の書換交付等)

第6条 営業者は、検査確認済証の記載事項に変更を生じ、第2条第3項の規定により届出書を提出したときは、別記様式第7号により市長に検査確認済証の書換交付を申請することができる。営業者の地位を承継しようとする者が第3条第1項又は第4条の規定により届出書を提出したときも同様とする。

2 営業者は、検査確認済証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記様式第7号により市長に検査確認済証の再交付を申請することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の規定により交付された許可証、身分証等で現に効力を有するものは、この規定により交付されたものとみなす。

3 この規則施行の際、現に保有する改正前の規則に定める様式による申請書、届書、報告書等の用紙は、昭和36年7月31日まで使用することができるものとする。

附 則（昭和37年規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和39年7月20日から施行する。

（現に営業しているクリーニング所に対する検査確認の経過措置）

- 2 この規則施行の際、現に営業しているクリーニング所で、法第5条第1項の規定によりクリーニング所の営業の届出がなされているものについては、この規則による改正後の第1条の2第1項に規定するクリーニング所の構造設備についての検査確認をしたものとみなして、同条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 3 前項の規定は、クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和39年法律第119号）による改正後の第2条の規定により新たにクリーニング業の営業者に該当することとなる者の開設している洗たく物の処理又は受取り及び引渡しのための施設で、法第5条第1項の規定による届出があつたものに準用する。

附 則（昭和43年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証で現に効力を有するものは、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証とみなす。

附 則（平成2年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証で現に効力を有するものは、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証とみなす。

附 則（平成3年規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証で現に効力を有するものは、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証とみなす。

附 則（平成8年規則第54号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年12月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証で現に効力を有するものは、第1条の規定による改正後のクリーニング業法施行細則の規定により交付されたクリーニング所に係る検査確認済証とみなす。

- 5 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

附 則（平成11年規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第55号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第18号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第40号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第240号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

（表）

クリーニング所開設届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

営業者 本籍(法人にあつては不要)

住所(法人にあつてはその所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日

電話番号

クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名称	電話番号		
	所在地	新潟市		
	営業形態※ 1 取次店 2 リネンサプライ 3 その他のクリーニング所	指定洗濯物の取扱い※ 有 ・ 無		
管 理 人 (置いた場合)	本籍			
	住所			
	氏名	生年月日	年 月 日	
開設予定年月日	年 月 日			
営業譲渡の場合	営業譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類を添付しない場合）			

備考 営業譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項（指定洗濯物の取扱いにあつては、取扱いが無い場合に限ります。）の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更が無い書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください。ただし、記載を省略した事項又は書類について、変更がないことを確認できないときは、省略した記載事項又は書類を求める場合があります。

(裏)

業務従事者の状況※

ク リ ー ニ ン グ 師	氏名 (生年月日)	本籍 (都道府県)	住所	免許証
	年 月 日			年 月 日 第 号
	年 月 日			年 月 日 第 号
クリーニング師以外の業務従事者数				人

構造・設備の概要※

構 造	建物の構造				クリーニング所		
	鉄骨, 鉄筋, 木造 階建				m ²		
	区 分	選別場	洗濯場	乾燥場	仕上場	保管場	受渡場
面 積	m ²						
設 備	水 洗	洗濯機	台	プレス機	台	流水式手洗い設備	か所
		脱水機	台	排水口	か所	手洗い消毒設備	か所
		乾燥機	台	洗剤等保管場所	か所	換気設備	か所
	ド ラ イ	洗濯機	台			集配容器	個
		脱水機	台			保管棚	個
		乾燥機	台			ハンガー掛け	本

ドライクリーニング所の概要※

ド ラ イ 機	溶剤の種類 ゾール・パーク・ その他()	溶 剤 の 保 管	場 所	屋外・屋内 (屋外の場合:屋 根有・無)	床面材質
	メーカー・型式			種類・材質	
	能力 kg		容 器		
	フィルターの種類 パウダー・カートリッジ・ その他()	廃 棄 物 の 保 管	場 所	屋外・屋内 (屋外の場合:屋 根有・無)	床面材質
	溶剤蒸気回収装置 有・無			種類・材質	
排 液 処 理 装 置	メーカー・型式	廃棄物委託業者名			
	処理方式 活性炭・ばつ気・ばつ気+活性炭・ その他()				

添付書類

- 1 設備の配置を明記したクリーニング所の平面図※
- 2 クリーニング所の案内図※
- 3 他にクリーニング所を営業している場合は、その名称、所在地、業務従事者数及びクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類
- 4 無店舗取次店を営業している場合は無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類
- 5 指定洗濯物を取り扱う場合は、市長が必要と認める書類

別記様式第1号の2（第2条関係）

（表）

無店舗取次店営業届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

営業者 本籍（法人にあつては不要）

住所（法人にあつてはその所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

電話番号

クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

無店舗取次店の名称		連絡先電話番号
営業区域 ※		
営業方法 ※		
指定洗濯物の取扱い ※	有 ・ 無	
従事者数 ※	人	
営業開始予定年月日	年 月 日	
営業譲渡の場合	営業譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類を添付しない場合）	

別記様式第2号（第2条関係）

クリーニング所（変更・停止・再開・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

営業者 住所（法人にあつてはその所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

クリーニング業法第5条第3項又は新潟市クリーニング業法施行細則第2条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名 称		
	所在地 新潟市	電話番号	
検査確認済証の番号 及び交付年月日	第 号	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 届出事項の変更	変 更 事 項	新	旧
	変 更 年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 停止	停 止 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 再開	再 開 年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 廃止	廃 止 年 月 日	年 月 日	

添付書類 構造設備の変更の場合は、変更箇所を朱書きした平面図

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

別記様式第2号の2（第2条関係）

無店舗取次店（変更・停止・再開・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

営業者 住所（法人にあつてはその所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

クリーニング業法第5条第3項又は新潟市クリーニング業法施行細則第2条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

無店舗取次店の名称			
□届出事項の変更	変更事項	新	旧
	変更年月日	年 月 日	
	停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
□再開	再開年月日	年 月 日	
□廃止	廃止年月日	年 月 日	

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類

- 1 業務用車両を変更した場合は、自動車検査証の写し
- 2 業務用車両の構造を変更した場合は、構造の概要図

相続による地位承継届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

生年月日 _____ 年 月 日

被相続人との続柄 _____

クリーニング業法第5条の3第2項の規定により，次のとおり届け出ます。

被 相 続 人	住所
	氏名
相続開始年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 承継したクリーニング所	名 称
	所在地 新潟市
<input type="checkbox"/> 承継した無店舗取次店	名 称
	業務用車両の保管場所
	自動車登録番号又は車両番号

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において，その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては，その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を営業している場合には，その名称，所在地，業務従事者数及びクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類
- 4 他に無店舗取次店を営業している場合には，無店舗取次店ごとの名称，業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号，従事者数並びにクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

同 意 書

年 月 日

(宛先)新潟市長

同意者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

下記の相続人を(クリーニング所・無店舗取次店)の開設者の地位を承継すべき相続人として選定することに同意します。

記

被 相 続 人	住 所
	氏 名
相 続 人	住 所
	氏 名

(合併・分割)による地位承継届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

届出者 名 称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者の氏名 _____

クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割前の法人	名 称
	所在地
	代表者の氏名
合併又は分割年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 承継したクリーニング所	名 称
	所在地 新潟市
<input type="checkbox"/> 承継した無店舗取次店	名 称
	車両の保管場所
	自動車登録番号又は車両番号

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を営業している場合には、その名称、所在地、業務従事者数及びクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類
- 3 他に無店舗取次店を営業している場合には、無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

第 号

クリーニング所検査確認済証

名 称

所在地

開設者

上記のクリーニング所について、その構造設備がクリーニング業法第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に適合していることを確認しました。

年 月 日

新潟市長

印

クリーニング所検査確認済証(書換・再)交付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市クリーニング業法施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

クリーニング所	名称	
	所在地 新潟市	電話番号
営業形態	<input type="checkbox"/> 取次店 <input type="checkbox"/> リネンサプライ <input type="checkbox"/> その他のクリーニング所	
確認年月日	年 月 日	
検査確認済証番号	第 号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 記載事項の変更 <input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損	

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類 書換交付又は再交付に係る検査確認済証(紛失した場合及び毀損又は汚損が著しい場合は除く。)